

介護サービス提供上の不適正事例

以下の事例は、介護サービス事業者等が指定取消し等の行政処分を受けた最近の全国の主な事例です。

介護サービス事業者は、介護保険法、関係令規及び関係通知に定められた基準等を遵守し、事業所等を適正に運営するとともに、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

以下の事例をマイナス的模範として、事業所等の適正な運営に努めてください。

ケース A / H25年2月処分 / 訪問介護3か所指定取消・通所介護2か所指定取消

●運営基準違反（法第77条第1項第4号）●不正請求（第6号）～訪問介護

訪問介護員が勤務していない時間帯にサービス提供があったように虚偽のサービス実施記録を作成し、介護報酬を請求。

また、同一時間帯に複数の利用者に対し、1人の訪問介護員にサービスを提供させ、それぞれのサービスに係る介護報酬を請求。

●人員基準違反（第3号）～訪問介護

サービス提供責任者が常勤専従でなく、併設事業所の業務を兼務。

●運営基準違反（第4号）●不正請求（第6号）●虚偽報告（第7号）～訪問介護

実態と異なる勤務表を作成。架空の訪問介護員の名前を使用して虚偽のサービス実施記録を作成し、介護報酬を請求。

●人員基準違反（第3号）●運営基準違反（第4号）●虚偽報告（第7号）～通所介護

生活相談員、看護職員及び介護職員について、不在日も出勤したように加工した出勤簿を監査時に県に提出。生活相談員、看護職員については、人員欠如。

●運営基準違反（第4号）●虚偽報告（第7号）～通所介護

実態と異なる勤務表を作成。架空の介護職員の名前を使用して虚偽のデイ業務日誌を作成。

●不正請求（第6号）～通所介護

看護職員の欠如による人員基準違反があるにもかかわらず、減算を行わず満額の介護報酬を請求。

ケースB／H25年1月処分／

居宅介護支援 指定取消・訪問介護 指定効力全部停止

●運営基準違反（法第84条第1項第3号）～居宅介護支援

居宅サービス計画の内容について利用者等の同意を得ていない。
サービス担当者会議の不開催。居宅サービス計画を利用者等に不交付。
モニタリング結果記録なし。

●不正請求（第6号）～居宅介護支援

前記運営基準違反に伴う減算を行わず、満額の居宅介護サービス計画費を請求。

●虚偽答弁（第8号）～居宅介護支援

県の監査において虚偽答弁。

●不正手段による指定申請（法第77条第1項第9号）～訪問介護

指定申請に、勤務意思のない従業者に係る架空の勤務表等を添付。

ケースC／H24年12月処分／

居宅介護支援 指定取消・通所介護 請求一部制限と新規受入停止

●不正請求（法第84条第1項第6号）～居宅介護支援

同一法人の訪問介護事業所について、サービス提供の実態がないことを知りながら、居宅介護サービス計画上で位置付け、居宅介護サービス計画費を不正請求。また、虚偽の給付管理により、同訪問介護事業所の不正請求を幫助。

●不正請求（法第77条第1項第6号）～通所介護

訓練計画の作成なく、訓練実施もないにもかかわらず、個別機能訓練加算を請求。

●虚偽報告（第7号）～通所介護

虚偽の個別機能訓練計画書を県に提出。

ケースD／H24年11月処分／訪問介護 指定効力全部停止

●運営基準違反（第4号）

訪問介護計画を作成せず。

●不正請求（第6号）

無資格者による訪問介護サービス提供により介護報酬を請求。
またこれを正当化する目的で、サービス提供記録を改ざん。

さらに実態に則した利用者向けサービス提供記録と、架空請求用のダミーの記録とを二重に作成。

●検査妨害（第8号）

監査時、サービス提供責任者ではない者をなりすまさせて事情聴取を受けさせ、虚偽の回答をさせて監査遂行を妨害。

ケース E / H24年11月処分 / 訪問介護 指定効力一部(3か月)停止

●不正請求（第6号）

在籍していない職員が行ったとして架空のサービス実施記録を作成し、介護報酬を請求。

●運営基準違反（第4号）

運営規定や重要事項の説明をせず契約、サービス実施。

1割の利用者負担額を受領せず。

サービス提供記録を2年未満のうちに破棄。

管理者及びサービス提供責任者が、それぞれの職責を果たさない。

ケース F / H24年10月処分 / 通所介護 指定取消

●運営基準違反（第4号）

通所介護計画不作成。

●不正請求（第6号）

看護職員の欠如による人員基準違反があるにもかかわらず、減算を行わず満額の介護報酬を請求。

機能訓練指導員が勤務していないにもかかわらず、個別機能訓練加算を算定。

同一建物から通う利用者について、減算を行わず満額の介護報酬を請求。

実際には延長サービスを提供していない時間帯について、延長加算を算定。

●虚偽報告（第7号）

看護職員に係る虚偽の勤務記録資料を県に提示。

●不正手段による指定申請（第9号）

実際にはいない看護師を従業者とした上で申請。

●他法違反（10号）

障害者自立支援法に基づく介護給付費の不正請求により処分。

ケース G / H23年12月 /

福祉用具貸与・特定福祉用具販売 一部効力停止(新規利用提供停止2か月)

●不正請求（第5号（現行））

県から指定を受けていない系列店が行った貸与等のサービス提供について、行政処分を受けた当該事業所がサービス提供したとして介護報酬を請求。

ケース H / H23年10月処分 / 福祉用具貸与 一部効力停止 (5割請求 1か月)

●その他の不正行為 (11号 (現行))

居宅介護サービス計画で福祉用具貸与サービスを提供することになっていた他の事業者に代わり、利用者へのサービス提供を行うことによって、その介護報酬の不正請求に関与。

ケース I / H23年8月処分 / 介護老人保健施設・短期入所療養介護 指定取消

●不正請求 (法第104条第1項第6号)

許可を受けた入所定員を超える入所者及び利用者を「預かり入所者」として恒常的に起居させ、これらの預かり入所者の存在を利用して、架空の入退所の扱いを行い、当該架空の入退所者に係る介護報酬を請求。